

クリスタルコンクリート協会々則

制定日：2000年5月31日

改正日：2019年5月23日

第一章 総則

【名称】

第一条 本会の名称は、クリスタルコンクリート協会(以下、単に「協会」という。)とする。

【事務所】

第二条 協会は、その事務所を東京都杉並区上荻1-24-19シャイン荻窪ビルB1Fに置く。

【目的】

第三条 協会は、株式会社日興が製造するコンクリート劣化防止剤として優れた効力を有するクリスタルストーンNR及び関連製品(T&C防食等旧T&C防食工法協会会員のみが扱っていた製品・技術を含む)をもって公共関連事業等に普及せしめ、もって社会貢献する。
また、会員相互が協調して技術開発及び工法開発をすることにより、当協会々員全体の繁栄を図ることを目的とする。

【事業】

第四条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)会員が行う公官庁並びに一般会社への営業に対する協力・情報交換
- (2)施工技術に係るものについて会員相互の技術情報の交換
- (3)協会員相互の競合の調整
- (4)一般外部への広報

第二章 会員

【種類】

第五条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1)正会員 この協会の目的に賛同し、株式会社日興と代理店契約を締結して入会された法人
- (2)特約店会員 この協会の目的に賛同した法人(関連製品は上記正会員から購入する)
- (3)特別会員 この協会の目的に賛同し理事会で承認された法人

【年会費及び会計年度】

第六条 年会費及び会計年度は、下記のとおりとする。

- (1)毎年4月1日より翌年の3月31日を会計年度とする。
- (2)年会費は10万円とする。

但し、協会費に不足が生じた時、又は特別な費用が発生し、協会費で賅えない時は、臨時に額を定めて臨時会費を徴収することができる。

2. 年度途中で入会した会員の初年度の年会費は次の通りとする。

- (1)4月1日より7月末日迄に入会の場合 10万円
- (2)8月1日より11月末日迄に入会の場合 5万円

(3)12月1日より3月末日迄に入会の場合 2万5千円

3. 納入時期

(1)当年3月末日迄に翌年分の年会費を納入(協会銀行口座へ振込)することとする。

(2)年の途中で入会した会員は、入会した日より1週間以内に協会銀行口座に振込むこととする。

(3)振り込み料は、会員が負担する。

【入会】

第七条 協会に入会する会社は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

【退会】

第八条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2. 会員会社が解散、倒産または、これ等に準じたと見なされる状態になった時は、退会したものとみなす。

【除名】

第九条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1)年会費を期日までに納入しないとき

(2)協会の名誉を毀損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき

【抛出金品の不返還】

第十条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、いかなる場合にも返還しない。

【知的財産の保護義務】

第十一条 会員は、将来において、協会あるいは株式会社日興が取得しようとする特許出願等知的財産権の取得に対して、妨害してはならない。会員は、第三者に上記取得を争わせしめてはならない。

【特許侵害の排除】

第十二条 会員は、第三者が特許権を侵害するとき、または、その侵害の虞があることを知ったときには、直ちにこれを協会に知らせるとともに、協会と協力して、速やかにこれを排除しなければならない。

第三章 役員

【種別及び選任】

第十三条 協会は、次の役員を置く。

(1)会長 1人

(2)理事(会長を含む。) 3人以上

(3)監査役 1人

2. 役員は、総会において選任する。

【職務】

第十四条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

2. 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事の互選により代行者を定める。
3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 監査役は、協会の運営及び決算内容を監査し、総会において報告する。

【任期】

第十五条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

【解任】

第十六条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会出席会員の3分の2の議決により、解任することができる。

第四章 総会・理事会及び部会

【種別】

第十七条 協会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【構成】

第十八条 総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

【機能】

第十九条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画の決定
 - (2)事業報告の承認
 - (3)その他この協会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1)総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2)総会に付議すべき事項
 - (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

【開催】

第二十条 通常総会は、毎年5月末日までに開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または総会員の5分の1以上のものから会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3. 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

【招集】

第二十一条 会議は、会長が招集する。

2. 総会を招集するには会員に対し、理事会を招集するには理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の20日前までに通知しなければならない。

【議長】

第二十二条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、会長がそれに当たる。

【定足数】

第二十三条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

【議決】

第二十四条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

【書面表決等】

第二十五条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

【議事録】

第二十六条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所
 - (2)会員または理事の現在数
 - (3)会議に出席した会員の数または理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4)議決事項
 - (5)議事の経過及び要領並びに発信者の発言要旨
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、出席した会員または理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

【部会】

第二十七条 協会に次の部会を設置する。 1.技術部会 2.広報部会 3.保証部会

各部会の部会長及び部員は理事会の推薦を受けて総会で指名委託する。

技術部会は協会の各種の技術研修会の実施、CCA施工管理士資格試験の実施及び会員の必要に応じた技術指導等を行う。

広報部会は工法、材料等の広報宣伝活動を管理する。

保証部会は会員が携わる業務の円滑な遂行を保証する。また、会員間の争議について調査、仲裁及び決議を行う。争議の当事者である会員は此の決議に異議なく従わなければならない。

第五章 技術実施・免責

【再実施許諾の禁止】

第二十八条 会員は、理事会の承認なくしては、いかなる形式においても、協会を通じ知り得た技術を第三者に実施させてはならない。

【免責】

第二十九条 協会は、会員に派生するいかなる損害についても責任を負わないものとする。

【責任施工】

第三十条 協会あるいは株式会社日興が保有する技術、製造する材料の実施に当たっては「CCA施工管理士」のもとで行わなければならない。

【CCA施工管理士】

第三十一条 材料知識、施工知識が一定以上あると協会が認めたものを「CCA施工管理士」という。CCA施工管理士資格取得には技術部会が主管する基本講習を受講し、資格試験に合格しなければならない。協会は合格者に対し速やかに資格証を発行する。CCA施工管理士の資格有効期限は取得年度から起算し5年度とし、更新を希望する場合は有効期限内に更新講習を受けなければならない。

【先行営業優先制度】

第三十二条 会員は官公庁あるいはコンサルタント等に具体的な営業(発注者、担当者、工事件名、場所、時期、規模等が明確なもの)を行った時は、別に定める様式に従い事務局に速やかに届けなければならない。会員間で一つの物件について争議となった時は此の届出の早い時期の会員が優先される。

第六章 雑則

第三十三条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

2. この会則は、2019年5月23日より適用する。

クリスタルコンクリート協会

入会申込書

年 月 日

クリスタルコンクリート協会
会長 塩田 哲康 殿

〒
住 所
会社名
代表者
TEL
FAX
E-Mail

印

弊社は、クリスタルコンクリート協会の目的及び事業に賛同し、入会を申し込みます。
尚、協会への代表者、連絡担当者を下記のとおり、登録致します。

記

協会出席代表者 役職名
部 署
氏 名

連絡担当者 役職名
部 署
氏 名